

◎新潟県告示第1013号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸